

議案第117号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中川 幹 太

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

附則中第15項を第16項とし、第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の給料月額
は、第3条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその額の100分の10
に相当する額を減じて得た額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中特別職の職員の給与に関する条例第4条の改正規定並びに次項及び附則第3
項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4項及び第5項の規定
令和5年1月1日

(3) 第2条の規定 令和5年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の

職員の給与に関する条例第4条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第4条の規定による期末手当の内払とみなす。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成3年上越市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額)

- 5 令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年上越市条例第 号)による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年上越市条例第42号)附則第12項の規定にかかわらず、同項の規定により減額される前の給料月額とする。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

- 5 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年上越市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「附則第15項」を「附則第16項」に改める。